

第96期 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2020年6月29日（月曜日）
午前10時

開催
場所

兵庫県宝塚市新明和町1番1号
当社本社5階大会議室

※末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。

【ご来場自粛のお願い】

- ・株主総会会場に多人数が参集することには、新型コロナウイルス感染症の集団感染のリスクがあります。株主総会会場へのご来場はお控えいただくよう、お願いいたします。
- ・議決権は、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより、事前に行使していただくよう、お願いいたします。
- ・表紙中面の「【重要】新型コロナウイルス感染症への対応と本株主総会の運営について」もご参照ください。

株主総会におけるお土産の配付は取りやめております。

目次

第96期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 取締役賞与支給の件	
第5号議案 取締役報酬額改定の件	
第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	

(添付書類)

事業報告	29
連結計算書類	48
計算書類	50
監査報告書	52

【重要】新型コロナウイルス感染症への対応と本株主総会の運営について

株主総会会場に多人数が参集することには、新型コロナウイルス感染症の集団感染のリスクがあります。集団感染リスクを低減し、株主の皆様並びに当社役員及び従業員らの生命・健康、ひいては社会全体の安全の保護を図るため、本株主総会の運営は以下のとおり行うことといたします。ご理解・ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

① 「密集」「密接」の防止

- ・ 株主総会当日のご来場は、お控えください。
- ・ 議決権は、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより、事前に行使していただくよう、お願い申し上げます。
- ・ 会場内の座席間隔を広く取る必要上、ご用意できる座席数は、例年よりも大幅に減少します。満席となった場合は、会場内へのご入場をお断りいたします（第2会場その他の別室の用意はございません）。

② 所要時間の短縮

- ・ 事業報告等のご説明は、簡略化いたします。
- ・ ご質問の数・時間の制限をさせていただく場合があります。

③ その他

- ・ 当社役員及び係員は、マスク着用のうえ対応いたします。
- ・ 咳、発熱など体調不良が疑われる株主様のご入場は、お断りすることがあります。
- ・ 阪急電鉄今津線「仁川駅」から株主総会会場までの当社送迎車の運行は、車内が「密集」「密接」「密閉」状態になりやすいことから、取り止めとさせていただきます。
- ・ 株主総会当日までの状況の変化に伴い対応に変更がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinmaywa.co.jp/>）にてお知らせいたします。

(証券コード 7224)
2020年6月12日

株 主 各 位

兵庫県宝塚市新明和町1番1号
新明和工業株式会社
取締役社長 五十川 龍之

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知いたします。

なお、株主総会会場に多人数が参集することには、新型コロナウイルス感染症の集団感染のリスクがございます。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、本株主総会当日のご来場はお控えいただき、4ページの「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照のうえ、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙又はインターネットにより議決権を事前に行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県宝塚市新明和町1番1号 当社本社5階大会議室
(末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 取締役報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

◎本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」並びに「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinmaywa.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinmaywa.co.jp/>）に掲載させていただきます。

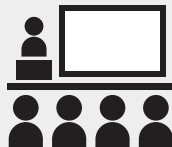
◎当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。6ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2020年6月29日(月曜日)午前10時

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2020年6月26日(金曜日)午後5時到着

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月26日(金曜日)午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめ申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

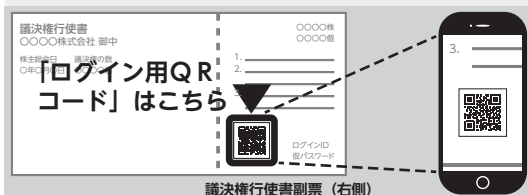
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2020年6月26日（金曜日）午後5時までに**、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

- 2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン又は携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、以下のとおり別途積立金の全額を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 22,050,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 22,050,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社は、現在推進中の中期経営計画「Change for Growing, 2020」において、株主の皆様に対する適切な利益還元、将来に向けた事業投資及び経営基盤維持のために必要な内部留保を勘案しつつ、連結ベースで配当性向を40%～50%とすることを基本方針として定めております。

この方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき21円とさせていただきたいと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき21円）及び創業100周年の記念配当金（1株につき45円）を含めた当事業年度の年間配当金は、1株につき87円となります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金21円 総額1,380,647,163円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月30日

〔ご参考〕 配当金と配当性向の推移

区 分	第93期 (2016年度)	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)	第96期 (当事業年度) (2019年度)
1株当たり年間配当金 (円)	14	23	45	87
中 間 (円)	7	7	18	66
期 末 (円)	7	16	27	21
連 結 配 当 性 向 (%)	15.0	31.0	58.9	76.9

(注) 第96期の中間配当金の金額は、創業100周年の記念配当金（1株あたり45円）を含んだものです。

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

各取締役候補者の詳細は、9ページから20ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における現在の地位	取締役会出席回数 (出席率)	取締役 在任年数	性別
1	五十川 龍之 <small>いそがわ たつ ゆき</small>	再任	代表取締役 取締役社長	12/12回 (100%)	5年	男性
2	石丸 寛二 <small>いし まる かん じ</small>	再任	取締役 副社長執行役員	12/12回 (100%)	8年	男性
3	田沼 勝之 <small>たぬま かつ ゆき</small>	再任	取締役 専務執行役員	12/12回 (100%)	4年	男性
4	伊丹 淳 <small>い たみ あつし</small>	再任	取締役 常務執行役員	12/12回 (100%)	3年	男性
5	西岡 彰 <small>にし おか あきら</small>	再任	取締役 常務執行役員	10/10回 (100%)	1年	男性
6	久米 俊樹 <small>く め とし き</small>	再任	取締役 常務執行役員	10/10回 (100%)	1年	男性
7	荻田 祥史 <small>かん だ よし ぶみ</small>	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)	2年	男性
8	秀島 信也 <small>ひで しま のぶ や</small>	再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)	2年	男性
9	長井 聖子 <small>なが い せい こ</small>	再任 社外 独立	社外取締役	10/10回 (100%)	1年	女性

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく
独立役員候補者

(注) 西岡 彰氏、久米俊樹氏及び長井聖子氏の取締役会出席回数（出席率）は、それぞれ取締役に就任した2019年6月21日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	氏 名	候補者属性	生年月日（満年齢）	性別
1	いそ がわ たつ ゆき 五十川 龍之	再任	1959年7月2日生 (60歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 14,900株
- ◆ 本総会終結時点における取締役在任年数 5年
- ◆ 取締役会出席回数（出席率） 12/12回（100%）
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社
2012年4月 当社執行役員
当社パーキングシステム事業部副事業部長
東京エンジニアリングシステムズ株式会社（現 新明和パークテック株式会社）常務取締役

2014年4月 当社パーキングシステム事業部長
2015年4月 当社常務執行役員
2015年6月 当社取締役
2016年4月 当社専務執行役員
2017年4月 当社代表取締役（現任）
当社取締役社長（現任）

◆ 取締役候補者とした理由

パーキングシステム事業部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は代表取締役 取締役社長として当社の経営の中枢を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

記載すべき事項はありません。

候補者番号	氏名	候補者属性	生年月日(満年齢)	性別
2	いし まる かん じ 石丸 寛 二	再任	1957年9月20日生 (62歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 4,800株
- ◆ 本総会終結時点における取締役在任年数 8年
- ◆ 取締役会出席回数(出席率) 12/12回(100%)
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
 2011年4月 当社執行役員
 当社海外事業統括本部長兼航空機統括本部長
 2012年4月 当社常務執行役員
 当社航空機事業部長
 2012年6月 当社取締役(現任)
 2014年4月 当社専務執行役員
 2018年8月 当社副社長執行役員(現任)
 当社経営企画本部長(現任)

[当社における担当]

技術・CSR統括、航空機事業・経営企画本部・技術部担当

◆ 取締役候補者とした理由

航空機事業部門、海外事業統括部門、経営企画部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 副社長執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

記載すべき事項はありません。

候補者番号	氏 名	候補者属性	生年月日（満年齢）	性別
3	た ぬま かつ ゆき 田 沼 勝 之	再任	1956年3月5日生 (64歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 4,000株
- ◆ 本総会終結時点における取締役在任年数 4年
- ◆ 取締役会出席回数（出席率） 12/12回（100%）
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年 4月 当社入社
2015年 4月 当社執行役員
当社特装車事業部次長
2016年 4月 当社常務執行役員
当社特装車事業部長
2016年 6月 当社取締役（現任）
2017年 4月 当社専務執行役員（現任）

[当社における担当]
品質保証・製造統括、特装車事業担当

◆ 取締役候補者とした理由

特装車事業部門の責任者として長くその責務を果たす等、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 専務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

記載すべき事項はありません。

候補者番号	氏名	候補者属性	生年月日(満年齢)	性別
4	い たみ あつし 伊丹 淳	再任	1956年8月22日生 (63歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 24,500株
- ◆ 本総会終結時点における取締役在任年数 3年
- ◆ 取締役会出席回数(出席率) 12/12回(100%)
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
 2014年4月 当社執行役員
 当社特装車事業部営業本部長(現任)
 2015年4月 当社特装車事業部次長(現任)
 2017年4月 当社常務執行役員(現任)
 2017年6月 当社取締役(現任)

[当社における担当]
 営業統括

◆ 取締役候補者とした理由

特装車事業部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 常務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

記載すべき事項はありません。

候補者番号	氏 名	候補者属性	生年月日（満年齢）	性別
5	にし おか あきら 西岡 彰	再任	1958年2月24日生 (62歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 6,800株
- ◆ 本総会終結時点における取締役在任年数 1年
- ◆ 取締役会出席回数（出席率） 10/10回（100%）
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
2013年4月 当社執行役員
当社人事総務部長（現任）
2014年6月 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長（現任）
2017年4月 当社常務執行役員（現任）
2019年6月 当社取締役（現任）

[当社における担当]
人事統括、人事総務部門・法務部担当

[重要な兼職の状況]
新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長

◆ 取締役候補者とした理由

これまで人事総務部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 常務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

同氏の取締役会出席回数（出席率）は、取締役に就任した2019年6月21日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	氏名	候補者属性	生年月日（満年齢）	性別
6	く め と し き 久米俊樹	再任	1967年1月27日生 (53歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 5,500株
- ◆ 本総会終結時点における取締役在任年数 1年
- ◆ 取締役会出席回数（出席率） 10/10回（100%）
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
 2014年4月 当社財務部長（現任）
 2017年4月 当社執行役員
 2019年4月 当社常務執行役員（現任）
 2019年6月 当社取締役（現任）

[当社における担当]
 財務統括、財務部門担当

◆ 取締役候補者とした理由

これまで財務部門等で要職を歴任しており、経営に関する重要事項の決定及び取締役・執行役員の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有しております。現在は取締役 常務執行役員として当社の経営を担っており、引き続き取締役会の構成員として他の取締役と情報の共有を図り、意思決定機能を強化することが期待できるため、取締役候補者としたものであります。

◆ その他特記事項

同氏の取締役会出席回数（出席率）は、取締役に就任した2019年6月21日以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号	氏 名	候 補 者 属 性	生年月日 (満年齢)	性別
7	かん だ よし ぶみ 苅 田 祥 史	再 任 社外取締役候補 独立役員候補	1952年3月10日生 (68歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 0株
- ◆ 本総会終結時点における取締役在任年数 2年
- ◆ 取締役会出席回数 (出席率) 12/12回 (100%)
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年4月 株式会社日立製作所入社
2002年4月 同社関西支社副支社長
2004年4月 同社情報・通信グループ公共システム営業統括本部長
2006年1月 同社理事
2008年12月 同社中国支社長
2011年4月 同社執行役常務
同社電力統括営業本部長
2012年4月 同社営業統括本部副統括本部長兼国内本部長兼CS推進センタ長兼電力システムグループ
電力システム社電力統括営業本部長
2015年4月 株式会社日立システムズパワーサービス副社長執行役員
2017年3月 同社退任
2017年4月 株式会社日立製作所営業統括本部顧問
2017年6月 当社社外監査役
株式会社ルネサスイーストン (現 株式会社グローセル) 社外取締役 (現任)
2018年3月 株式会社日立製作所退任
2018年6月 当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]
株式会社グローセル社外取締役

◆ 社外取締役候補者とした理由

株式会社日立製作所執行役常務のほか、株式会社グローセル社外取締役等、企業において要職を歴任し、企業経営に関する豊富な実務経験に基づいた高い識見を有しており、かかる識見に基づき、当社の取締役会において当社の経営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に対する適正な監督を行っております。これらのことから、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、コーポレートガバナンスのより一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したため、取締役候補者としたものであります。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社と株式会社グローセルとの間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において取締役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

◆ その他特記事項

記載すべき事項はありません。

候補者番号	氏 名	候 補 者 属 性	生年月日 (満年齢)	性別
8	ひで しま のぶ や 秀 島 信 也	再 任 社外取締役候補 独立役員候補	1954年1月9日生 (66歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 0株
- ◆ 本総会終結時点における取締役在任年数 2年
- ◆ 取締役会出席回数 (出席率) 12/12回 (100%)
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年4月 ヤマハ発動機株式会社入社
2009年3月 同社執行役員調達本部長
2010年3月 同社上席執行役員調達本部長
2011年3月 同社取締役上席執行役員調達本部長
2013年3月 同社取締役常務執行役員調達本部長
2014年1月 同社取締役常務執行役員エンジンユニット長兼CS本部長
2016年12月 光産業創成大学院大学理事 (現任)
2017年3月 ヤマハ発動機株式会社顧問
2017年6月 富士紡ホールディングス株式会社社外取締役 (現任)
2018年6月 当社社外取締役 (現任)
2019年6月 日本トムソン株式会社社外取締役 (現任)
2020年3月 ヤマハ発動機株式会社退任

[重要な兼職の状況]

- ・富士紡ホールディングス株式会社社外取締役
- ・日本トムソン株式会社社外取締役
- ・光産業創成大学院大学理事

◆ 社外取締役候補者とした理由

ヤマハ発動機株式会社取締役常務執行役員のほか、富士紡ホールディングス株式会社社外取締役、光産業創成大学院大学理事等、企業及び学校法人において要職を歴任し、経営に関する豊富な実務経験に基づいた高い識見を有しており、かかる識見に基づき、当社の取締役会において当社の経営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に対する適正な監督を行っております。これらのことから、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、コーポレートガバナンスのより一層の充実と取締役会の活性化を図ることができると判断したため、取締役候補者としたものであります。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社と富士紡ホールディングス株式会社、日本トムソン株式会社及び光産業創成大学院大学との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において取締役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

◆ その他特記事項

記載すべき事項はありません。

候補者番号	氏 名	候 補 者 属 性	生年月日 (満年齢)	性別
9	なが い せい こ 長 井 聖 子	再 任 社外取締役候補 独立役員候補	1960年6月22日生 (59歳)	女性

- ◆ 所有する当社株式の数 0株
- ◆ 本総会終結時点における取締役在任年数 1年
- ◆ 取締役会出席回数 (出席率) 10/10回 (100%)
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月 日本航空株式会社入社
1995年4月 同社客室乗務員訓練教官担当
1997年4月 同社国内線先任資格取得
1998年4月 同社国際線先任資格取得 (チーフパーサー)
2002年10月 同社機内販売グループ商品企画担当
2006年12月 同社客室乗務管理職
2008年4月 同社機内販売グループ長
2012年4月 株式会社ジャルエクスプレス客室部室長
2014年10月 日本航空株式会社羽田第4客室乗員室室長
2015年4月 学校法人関西外国語大学外国語学部教授 (現任)
2019年6月 当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

学校法人関西外国語大学外国語学部教授

◆ 社外取締役候補者とした理由

日本航空株式会社において国際線チーフパーサー、客室乗務管理職、羽田第4客室乗員室室長等を務めたほか、学校法人関西外国語大学において外国語学部教授（ホスピタリティ担当）として後進の指導、育成にあたるなど、企業活動におけるホスピタリティの発揮等に関して豊富な実務経験に基づく高い識見を有しており、かかる識見に基づき、当社の取締役会において当社の経営に関する有益な意見の表明や、取締役等の職務の執行に対する適正な監督を行っております。これらのことから、引き続き、当社の取締役等の職務の執行について客観的な立場からの監督と助言が得られ、また取締役会におけるジェンダーの多様性が確保されることにより、コーポレートガバナンスのより一層の充実と取締役会のさらなる活性化を図ることができると判断したため、取締役候補者としたものであります。

なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

◆ 社外取締役としての独立性に関する事項

当社と学校法人関西外国語大学との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所に対して同氏を独立役員として届け出ており、同氏が本総会において取締役に再任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

当社は、同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額であります。当社は、同氏が本総会において取締役に再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

◆ その他特記事項

同氏の取締役会出席回数（出席率）は、取締役に就任した2019年6月21日以降に開催された取締役会を対象としております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 金井田正一氏及び八木春作氏は任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者の詳細は、22ページから24ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	当社における現在の地位	取締役会出席回数 (出席率)	監査役会出席回数 (出席率)	監査役在任年数	性別
1	さ の ひろ いち 佐野博一	新任	—	—	—	—	男性
2	き むら ふみ ひこ 木村文彦	新任 社外 独立	—	—	—	—	男性

新任 新任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく
独立役員候補者

候補者番号	氏名	候補者属性	生年月日(満年齢)	性別
1	さのひろいち 佐野博一	新任	1955年3月11日生 (65歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 6,000株
- ◆ 本総会終結時点における監査役在任年数 —
- ◆ 取締役会出席回数(出席率) —
- ◆ 監査役会出席回数(出席率) —
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。
- ◆ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況
 - 1980年4月 新明和エンジニアリング株式会社(現 当社パーキングシステム事業部)入社
 - 2007年6月 同社取締役
 - 2009年6月 当社執行役員
当社パーキングシステム事業部メンテナンス本部長
 - 2010年4月 当社常務執行役員
当社パーキングシステム統括本部長
 - 2012年6月 当社取締役
当社パーキングシステム事業部長
 - 2015年6月 東京エンジニアリングシステムズ株式会社(現 新明和パークテック株式会社)代表取締役 取締役社長
 - 2019年6月 新明和パークテック株式会社顧問(現任)
- ◆ 監査役候補者とした理由

パーキングシステム事業の責任者として長くその責務を果たし、当社取締役 常務執行役員 パーキングシステム事業部長、東京エンジニアリングシステムズ株式会社(現 新明和パークテック株式会社)取締役社長等の要職を歴任し、経営の重責を担ってまいりました。企業経営の関連法令に精通し、また幅広い知識と経験を有していることから、当社の監査機能の一層の向上とコーポレートガバナンスの充実に資すると判断したものであります。
- ◆ 責任限定契約に関する事項

本総会において同氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする予定であります。
- ◆ その他特記事項

同氏は、2020年6月19日開催予定の新明和パークテック株式会社定時株主総会終結の時をもって同社顧問を退任する予定です。

候補者番号	氏 名	候 補 者 属 性	生年月日 (満年齢)	性別
2	き むら ふみ ひこ 木 村 文 彦	社外監査役候補 新任 独立役員候補	1953年11月3日生 (66歳)	男性

- ◆ 所有する当社株式の数 0株
- ◆ 本総会終結時点における監査役在任年数 —
- ◆ 取締役会出席回数 (出席率) —
- ◆ 監査役会出席回数 (出席率) —
- ◆ 候補者と当社との間の特別の利害関係 特別の利害関係はありません。

◆ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1976年11月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ)入所
1980年3月 公認会計士登録
1992年5月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)社員
2015年6月 公益財団法人京都大学教育研究振興財団監事(現任)
2018年12月 有限責任監査法人トーマツ退職
2019年1月 木村文彦公認会計士事務所所長(現任)
2019年6月 カツヤマキカイ株式会社社外監査役(現任)

[重要な兼職の状況]

・公益財団法人京都大学教育研究振興財団監事 ・カツヤマキカイ株式会社社外監査役
・木村文彦公認会計士事務所所長

◆ 社外監査役候補者とした理由

公認会計士としての豊富な実務経験に基づき、会計に関する高度の知見を有するとともに、公益財団法人京都大学教育研究振興財団監事、カツヤマキカイ株式会社社外監査役の要職を歴任するなど、わが国の企業会計を取り巻く状況にも精通していることから、主として会計の観点から客観的かつ公正な監査及び取締役会に対する有益な意見を得ることが期待できるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。

なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

◆ 社外監査役としての独立性に関する事項

当社とカツヤマキカイ株式会社との間には資材調達に係る取引関係がありますが、年間取引額が当社及び同社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。また、当社と公益財団法人京都大学教育研究振興財団及び木村文彦公認会計士事務所との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

当社は、同氏が本総会において監査役に選任された場合、株式会社東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

◆ 責任限定契約に関する事項

本総会において同氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする予定であります。

◆ その他特記事項

記載すべき事項はありません。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役9名（うち社外取締役3名）に対し、当事業年度の業績等を勘案して、取締役賞与総額89,800,000円（うち社外取締役4,800,000円）を支給することとし、各取締役に対する金額、支給の時期等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、取締役賞与の総額及び各取締役に対する金額の配分に関しては、委員の過半数が社外取締役である「指名・報酬委員会」に事前に諮問し、報酬決定の透明性・妥当性の確保を図っております。

第5号議案 取締役報酬額改定の件

当社取締役の報酬は、月額報酬（固定報酬）と賞与（業績連動）から構成されており、このうち月額報酬については2012年6月26日開催の第88期定時株主総会において月額25百万円以内（うち社外取締役分は月額2百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき、今日に至っておりますが、取締役に対して中長期的な企業価値の向上、持続的な成長の実現に向けたインセンティブを与えるための報酬制度の設計や支給方法に柔軟性を確保するべく、報酬枠を「月額」から「年額」に変更するとともに、賞与を含めた取締役報酬の総額を年額520百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、社外取締役に対しては賞与の支給を行わないものとします。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、第5号議案「取締役報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、賞与を含めた取締役報酬の総額は年額520百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内。ただし、社外取締役に対しては賞与の支給を行わないものとします。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年75,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役、その他これに準ずる地位を退任又は退職する時点の直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役、その他これに準ずる地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了その他の正当な事由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役、その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、譲渡制限期間の開始日から当社の取締役会が予め定める期間が満了する前に、当社又は当社のグループ会社の取締役、執行役員、理事、専門役員、監査役、使用人、顧問、相談役、その他これに準ずる地位のいずれの地位からも正当な事由により退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡

制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

[添付書類]

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな景気回復基調にあったものの、米中貿易摩擦の長期化や中国経済の減速等に加え、終盤には新型コロナウイルス感染症が世界規模で広まり、今後の国内外の経済活動に及ぼす影響が懸念されるなど、先行きの見えない不安要素を抱えた状況で推移いたしました。

こうした中、当社グループは、3カ年の中期経営計画「Change for Growing, 2020」2年目となる当連結会計年度も、企業価値向上に向けた諸施策を推進してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高は221,878百万円（前年度比6.7%減）となったものの、事業環境が引き続き堅調に推移したことなどから、売上高は227,231百万円（前年度比4.6%増）となりました。

損益面では、増収や収益性の改善等に伴い、営業利益は12,836百万円（前年度比19.9%増）、経常利益は12,375百万円（前年度比18.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,378百万円（前年度比5.5%増）となりました。

【当連結会計年度の業績】

売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
227,231	12,836	12,375	7,378
前年度比4.6%増 (↑)	前年度比19.9%増 (↑)	前年度比18.6%増 (↑)	前年度比5.5%増 (↑)

当社グループの部門別の状況は次のとおりであります。なお、各部門の受注高及び売上高には、部門間の内部受注高及び内部売上高を含んでおります。

【航空機部門】

売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	◆主要な事業内容 救難飛行艇、訓練支援機等の航空機及び航空機部品等の製造、販売及び修理
38,950	1,551	
前年度比10.7%減(↓)	前年度比138.9%増(↑)	

防衛省向けは、受注は増加したものの、US-2型救難飛行艇の製造作業量が減少したことなどから、売上は減少いたしました。

また、民需関連は、受注、売上ともに減少いたしました。

この結果、当部門の受注高は30,393百万円（前年度比15.0%減）、売上高は38,950百万円（前年度比10.7%減）となりましたが、原価低減活動等により収益性が改善し、営業利益は1,551百万円（前年度比138.9%増）となりました。

【特装車部門】

売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	◆主要な事業内容 ダンプトラック、タンクローリ、テールゲートリフタ、脱着ボデートラック、塵芥車等の特装車及びその部品等の製造、販売及び修理並びにトレーラ、林業機械等の製造、販売
94,636	6,802	
前年度比2.5%増(↑)	前年度比3.9%増(↑)	

車体等の製造販売は、受注は減少し、売上は増加いたしました。

また、保守・修理事業は、受注は減少し、売上は前年度並みの水準となりました。

このほか、林業用機械等は、受注、売上ともに増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は101,028百万円（前年度比6.0%減）、売上高は94,636百万円（前年度比2.5%増）となり、営業利益は6,802百万円（前年度比3.9%増）となりました。

【産機・環境システム部門】

売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	◆主要な事業内容 水中ポンプ、水処理関連設備・機器の製造、販売及び保守修理並びに自動電線処理機、真空成膜装置、ダイレクトドライブモータ等の製造及び販売並びにごみ中継施設、破碎・選別回収システム等の製造及び販売
38,379	2,748	
前年度比13.5%増(↑)	前年度比11.1%増(↑)	

流体製品は、機器、システムともに需要が底堅く、サービス事業も堅調に推移した結果、受注、売上いずれも増加いたしました。

また、メカトロニクス製品は、自動電線処理機の受注及び売上が減少したものの、真空製品において前年度に実施したM&A効果により受注及び売上が増加したことから、分野全体では受注、売上ともに増加いたしました。

このほか、環境関連事業は、受注は増加し、売上は前年度並みの水準となりました。

この結果、当部門の受注高は42,695百万円（前年度比10.8%増）、売上高は38,379百万円（前年度比13.5%増）となり、営業利益は2,748百万円（前年度比11.1%増）となりました。

【パーキングシステム部門】

売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	◆主要な事業内容 機械式立体駐車設備及び航空旅客搭乗橋の製造、販売及び保守
37,863	3,223	
前年度比11.6%増(↑)	前年度比37.5%増(↑)	

機械式駐車設備は、大型のマンションやホテルなどの建設需要が堅調を維持した結果、受注、売上ともに増加いたしました。

また、航空旅客搭乗橋は、受注は減少し、売上は増加いたしました。

この結果、当部門の受注高は36,326百万円（前年度比1.4%増）、売上高は37,863百万円（前年度比11.6%増）となり、営業利益は3,223百万円（前年度比37.5%増）となりました。

【その他部門】

売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	◆主要な事業内容 住宅、ごみ処理施設等の建設、不動産業、人材派遣業、コンピュータ利用システムの開発設計請負業等
19,967	1,193	
前年度比15.8%増(↑)	前年度比15.1%増(↑)	

建設事業においては、受注は減少したものの、売上が増加した結果、当部門の受注高は14,231百万円（前年度比37.4%減）、売上高は19,967百万円（前年度比15.8%増）となり、営業利益は1,193百万円（前年度比15.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6,264百万円であり、その主なものは特装車部門における生産設備の更新や合理化であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は、総額55,000百万円の負債調達を行いました。調達した資金は、運転資金及び前年度に実施した自己株式の公開買付けの方法による自己株式の取得代金の決済に係る短期借入金の返済資金に充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、2018年度から3カ年にわたる中期経営計画を策定し、取り組みを推進しております。

同計画の概要は、以下のとおりです。

【最終年度（2020年度）の業績目標値】

- ・連結売上高 : 230,000百万円
- ・連結営業利益 : 14,000百万円
- ・R O E : 8%

【基本方針】

(A) 基盤事業の規模拡大・収益向上策

- ・製品/サービス
 - (a) I o TやA I等を駆使した次世代型製品開発に注力
 - (b) ソリューション提案力、サービス体制の強化
 - (c) 生産合理化に向けた設備投資と人材育成
- ・海外市場
 - (a) セグメント別戦略地域の拡大及び販売強化
 - (b) 製造・販売・サービスに関する現地パートナー発掘及び協業推進
 - (c) 自社工場建設による生産能力及びコスト競争力の強化
- ・M&A、アライアンス
シナジーが期待できる相手先とのM&Aの推進及び業務提携等アライアンス強化

(B) 株主還元策

- ・株主の皆様への配当、将来に向けた事業投資、経営基盤維持のために必要な内部留保を勘案しつつ、連結ベースで配当性向を40%~50%とする
- ・資本効率、キャッシュフロー等を勘案しつつ、成長投資の実施状況等に鑑みて機動的に自己株式を取得

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大と、それに伴う外出制限その他の社会・経済活動の制約により、足元の経済情勢は急激に悪化しております。新型コロナウイルス感染症の問題の収束が見通せず、経済情勢の先行きに不透明要素が多いことから、上記に掲げた業績目標値を達成することには困難が予想されますが、当社グループの中長期的な企業価値の向上・持続的な成長を実現するため、引き続き、上記の基本方針に掲げた各取り組みを推進していくとともに、新型コロナウイルス感染症の問題が収束した後を見据えて、従来よりも長期の目線

で、新たな顧客のニーズや社会的な課題等を読み取り、変化に備え、対応していくことが重要になると考えます。

上記の基本方針に掲げた各取り組みを実践するうえで、以下の2つのテーマを念頭において取り組んでおります。

① デジタルトランスフォーメーション

デジタル技術が目覚ましい発展を遂げていることに加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当初の想定をはるかに上回る速度でデジタル技術の活用・既存の技術等からの置き換えが進むなど、ビジネスを取り巻く環境も大きく変化しております。顧客や社会の新たなニーズ等に基づき、データやデジタル技術を活用して、当社グループの製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務、組織、企業文化等を変革して競争上の優位を確立することにより安定した収益が得られる仕組みを構築すること（デジタルトランスフォーメーション）は、中期経営計画の活動期間中はもちろんのこと、さらにその先を見据えた長期的な経営を行ううえでも重要な課題と認識しております。

② SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

「SDGs」の17の開発目標に取り組むことは、「企業と社会の共通価値の創造」を通じて当社グループの事業機会を増大させ、企業価値を持続的に向上させることにつながるため、株主を含めた多くのステークホルダーの利益にも資すると考えております。また、当社グループの主たる事業活動は、社会インフラに関するものが多くを占めているため、「SDGs」の開発目標のうちのいくつかの達成に直接貢献できるものがあると考えております。

現在、当社では長期的な事業戦略の検討を進めておりますが、「SDGs」の開発目標について相互の関連性を把握したうえで、これらを長期的な事業戦略の中に取り入れることにより、事業戦略の遂行・経営計画の達成を図りつつ「SDGs」の達成にも貢献できるようにするべく、事業戦略の立案に取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、当社グループがこれらの課題に対処していくにあたり、これまでと変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第93期 (2016年度)	第94期 (2017年度)	第95期 (2018年度)	第96期 (当連結会計年度) (2019年度)
受 注 高(百万円)	209,734	230,555	237,902	221,878
売 上 高(百万円)	201,204	207,335	217,297	227,231
営 業 利 益(百万円)	13,067	10,594	10,708	12,836
経 常 利 益(百万円)	13,244	10,752	10,437	12,375
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,954	7,086	6,996	7,378
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)	93.17	74.23	76.41	113.11
総 資 産(百万円)	188,632	190,001	209,195	214,157
純 資 産(百万円)	118,348	125,004	83,043	83,680

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式数を除いた期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第95期の期首から「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を適用しており、第94期については当該改正後の会計基準を遡及適用した後の数値を記載しております。

(10) 重要な子会社の状況**① 子会社の状況**

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社明和工務店	百万円 480	% 100	土木建築の設計施工
新明和オートエンジニアリング株式会社	300	100	輸送関連機械等の販売及び保守修理
イワフジ工業株式会社	300	100	林業機械等の製造、販売及び修理
大亜真空株式会社	135	100	真空技術を利用した各種機械製造
東邦車輛株式会社	100	100	特装車及びその部品の製造、販売及び修理
新明和パークテック株式会社	100	100	機械式駐車設備の設計、製造及び保守
新明和ソフトテクノロジー株式会社	100	100	コンピュータ利用システムの開発及び機械器具類等の設計請負
新明和ウエステック株式会社	100	100	環境施設の運営
Thai ShinMaywa Co., Ltd.	百万パーツ 1,080	100	特装車部品等の製造及び販売
KOREA VACUUM LIMITED	千ウォン 1,499,000	70.3	真空装置、車両用部品の製造等

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の子会社10社を含め、20社であります。

2. Thai ShinMaywa Co., Ltd.は、特装車部品等の生産能力の増強及び新たに設備用水中ポンプ等の流体製品の生産開始を目的とする設備投資を行うため、合計129百万パーツの増資を行いました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 宝 塚 市	中国支店	広 島 市 南 区
東京本部	横 浜 市 鶴 見 区	九州支店	福 岡 市 博 多 区
上野ビル	東 京 都 台 東 区	佐野工場	栃 木 県 佐 野 市
北海道支店	札 幌 市 西 区	寒川工場	神 奈 川 県 高 座 郡 寒 川 町
東北支店	仙 台 市 宮 城 野 区	宝塚工場	兵 庫 県 宝 塚 市
関東支店	さ い た ま 市 北 区	甲南工場	神 戸 市 東 灘 区
中部支店	名 古 屋 市 中 区	小野工場	兵 庫 県 小 野 市
関西支店	(特装車)兵庫県宝塚市、(流体)大阪市淀川区	広島工場	広 島 県 東 広 島 市

② 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
株式会社明和工務店	神 戸 市 中 央 区	新明和パークテック株式会社	東 京 都 港 区
新明和オートエンジニアリング株式会社	横 浜 市 鶴 見 区	新明和ソフトテクノロジー株式会社	兵 庫 県 西 宮 市
イワフジ工業株式会社	岩 手 県 奥 州 市	新明和ウエステック株式会社	兵 庫 県 宝 塚 市
大垂真空株式会社	千 葉 県 八 千 代 市	Thai ShinMaywa Co.,Ltd.	タ イ 王 国 サ ム サ コ ン 県
東邦車輛株式会社	横 浜 市 鶴 見 区	KOREA VACUUM LIMITED	大 韓 民 国 大 邱 広 域 市

(注) 東邦車輛株式会社の本店所在地は、群馬県邑楽郡邑楽町であります。

(12) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
5,154 名	+71 名

(注) 上記の使用人数には、執行役員、専門役員、理事、顧問、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,096 名	+21 名	43.1 歳	14.0 年

(注) 上記の使用人数には、執行役員、専門役員、理事、顧問、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(13) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	18,000 百万円
株式会社三井住友銀行	14,000
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社日本政策投資銀行	3,000

(注) 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行引受の私募債4,000百万円の残高があります。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

今後のわが国経済は、国内、ひいては世界レベルで拡大、蔓延している新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、大多数の産業において経営計画の見直しが求められるなど、かつて経験したことのない厳しい局面を迎えることが予想されます。

当社グループにおいても、航空機事業に関し、ボーイング社の主要工場の稼働停止に伴い、民間航空機の年間生産計画の立案が困難な状況にあります。加えて、新型コロナウイルス感染症による影響が長期に及んだ場合、設備投資意欲の鈍化、建設工事等の遅延もしくは中止に至る懸念や、当社グループの生産活動に要する資材や部品在庫の枯渇、これに伴う納期遅延といった多くのリスクが想定されます。

このように、現時点で新型コロナウイルス感染症による影響を合理的に算定するのは至極困難な状況にあることから、2020年度の業績見通しの開示は見合わせることでしております。今後、何らかの前提に基づいた合理的な算定が可能となりましたら、速やかに情報を開示いたします。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 70,000,000株

(3) 株 主 数 19,246名

(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 信 株 式 会 社	9,293 ^{千株}	14.13 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,488	5.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,218	4.89
新 明 和 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	2,357	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2,332	3.54
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,566	2.38
住 友 不 動 産 株 式 会 社	1,507	2.29
J . P . M O R G A N B A N K L U X E M B O U R G S . A . 3 8 0 5 7 8	1,144	1.74
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	1,132	1.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,104	1.67

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (4,254,897株) を控除して計算しております。

2. 2019年11月21日付で、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社ほか2社が2019年11月15日現在で4,148千株 (持株比率6.30%) を共同保有している旨の大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として当事業年度末における株主名簿上の所有株式数の確認ができませんので、上記大株主からは除外しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2019年10月31日付で、自己株式26,391,800株（消却前の発行済株式総数に対する割合：27.37%）を消却いたしました。
- ② 当社は、創業100周年を迎えるにあたり、当社本雇用者及びこれに準ずる従業員に対し、当社の発展への貢献に感謝の意を表するとともに創業100周年の喜びを分かち合い、さらなる企業価値の増大に向けてモチベーションを向上させることを企図して、新明和グループ従業員持株会を通じて当社の普通株式を付与することとし、2019年12月20日開催の取締役会において自己株式の処分を行うことを決議いたしました。同決議に基づく自己株式の処分の内容は、以下のとおりであります。

ア 処分期日	2020年3月19日
イ 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式557,579株
ウ 処分価額	1株につき1,507円
エ 処分総額	840,271,553円
オ 処分方法 (処分相手先)	第三者割当の方法による (新明和グループ従業員持株会557,579株)

(注) 処分価額は、取締役会決議の前営業日である2019年12月19日の東京証券取引所第一部における当社株式終値であります。

3. 会社役員に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	五十川 龍 之	
取 締 役	石 丸 寛 二	副社長執行役員 (技術・品質保証・CSR統括) (航空機事業・経営企画本部・技術部担当) 経営企画本部長
取 締 役	田 沼 勝 之	専務執行役員 (特装車事業担当) 特装車事業部長
取 締 役	伊 丹 淳	常務執行役員 特装車事業部次長兼営業本部長
取 締 役	西 岡 彰	常務執行役員 (人事統括) (人事総務部門・法務部担当) 人事総務部長 新明和商事株式会社 代表取締役 取締役社長
取 締 役	久 米 俊 樹	常務執行役員 (財務統括) (財務部門担当) 財務部長
取 締 役	荻 田 祥 史	株式会社グローセル 社外取締役
取 締 役	秀 島 信 也	ヤマハ発動機株式会社 顧問 富士紡ホールディングス株式会社 社外取締役 光産業創成大学院大学 理事 日本トムソン株式会社 社外取締役
取 締 役	長 井 聖 子	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授
監査役(常勤)	金井田 正 一	
監査役(常勤)	西 田 幸 司	
監 査 役	八 木 春 作	公認会計士・税理士 ダイトロン株式会社 社外監査役
監 査 役	金 田 友三郎	
監 査 役	杵 山 栄 理	はばたき総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 2019年6月21日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって、取締役 遠藤圭介氏、深井浩司氏及び平松一夫氏が任期満了により、また監査役 水田雅雄氏が辞任により、それぞれ退任いたしました。
2. 2019年6月21日開催の第95期定時株主総会において、新たに西岡 彰氏、久米俊樹氏及び長井聖子氏が取締役に、西田幸司氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 取締役 荻田祥史氏、秀島信也氏及び長井聖子氏は、社外取締役であります。
なお、当社は取締役 荻田祥史氏、秀島信也氏及び長井聖子氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外取締役として、独立役員に選定しております。
4. 監査役 八木春作氏、金田友三郎氏及び杵山栄理氏は、社外監査役であります。
なお、当社は監査役 八木春作氏、金田友三郎氏及び杵山栄理氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外監査役として、独立役員に選定しております。

5. 取締役 秀島信也氏は、2019年6月27日付で日本トムソン株式会社の社外取締役に就任いたしました。また、同氏は2020年3月31日をもってヤマハ発動機株式会社 顧問の役職を退任いたしました。
6. 監査役 八木春作氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役 西岡 彰氏は、当社連結子会社（完全子会社）である新明和商事株式会社の代表取締役 取締役社長を兼務しております。当社と同社の間には、業務委託、人材派遣等の取引関係があります。
8. 2020年4月1日付で取締役の担当等の異動を行いました。異動後の担当等の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役	石 丸 寛 二	副社長執行役員（技術・CSR統括）（航空機事業・経営企画本部・技術部担当）経営企画本部長
取 締 役	田 沼 勝 之	専務執行役員（品質保証・製造統括）（特装車事業担当）
取 締 役	伊 丹 淳	常務執行役員（営業統括）特装車事業部次長兼営業本部長

【ご参考】執行役員について

当社は、経営意思決定の迅速化及び経営責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。2020年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	榎 原 敬 士	（流体事業担当）流体事業部長
常務執行役員	浅 野 隆 弘	（産機システム事業担当）産機システム事業部長
常務執行役員	中 野 恭 介	（パーキングシステム事業担当）パーキングシステム事業部長
常務執行役員	田 中 克 夫	航空機事業部長
常務執行役員	小 田 浩一郎	特装車事業部長
執 行 役 員	深 井 浩 司	経営企画本部IT推進部長
執 行 役 員	富 田 政 行	特装車事業部事業推進部長
執 行 役 員	長 尾 嘉 宏	特装車事業部広島工場長
執 行 役 員	中 瀬 雅 嗣	パーキングシステム事業部次長
執 行 役 員	新 居 聡	産機システム事業部次長兼線処理システム本部長
執 行 役 員	穂 本 崇	特装車事業部佐野工場長

（注）1. 執行役員 富田政行氏は、当社の連結子会社（完全子会社）である新明和オートエンジニアリング株式会社の代表取締役 取締役社長を兼務しております。

2. 執行役員 中瀬雅嗣氏は、当社の連結子会社（完全子会社）である新明和パークテック株式会社の代表取締役 取締役社長を兼務しております。
3. 執行役員 新居 聡氏は、当社の連結子会社（完全子会社）である新明和（上海）商貿有限公司及び新明和（上海）精密機械有限公司の董事長を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
	名	百万円
取 締 役 (うち社外取締役)	12 (4)	282 (22)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (3)	54 (18)
合 計	18	337

- (注) 1. 当事業年度の末日（2020年3月31日）時点における取締役及び監査役の在籍人員は14名（取締役9名、監査役5名）であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬等の額には、2020年6月29日開催予定の第96期定時株主総会決議に基づき支給する予定の取締役賞与89百万円（うち社外取締役分4百万円）が含まれております。
 4. 上記のほか、2012年6月26日開催の第88期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役1名に対して21百万円を支給しております。
 5. 取締役の報酬限度額は、2012年6月26日開催の第88期定時株主総会において月額25百万円以内（うち社外取締役分は2百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません）と決議いただいております。
 6. 監査役の報酬限度額は、2012年6月26日開催の第88期定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。

〔ご参考〕指名・報酬委員会について

当社は、取締役、執行役員等の役員に関する人事、報酬等の透明性及び妥当性を高めるべく「指名・報酬委員会」を設置しており、役員候補者の選定、役員の報酬・賞与を決定するにあたっては、あらかじめ同委員会に諮問することとしております。

当事業年度の末日（2020年3月31日）現在、同委員会の委員は次のとおりであります。

氏名	地位及び職業等	指名・報酬委員会における地位
五十川 龍之	当社代表取締役 取締役社長	委員
蒔田 祥史	当社社外取締役	委員長
秀島 信也	当社社外取締役	委員
長井 聖子	当社社外取締役	委員

（注）2020年3月1日付で名称を「経営人事委員会」から変更しております。

（4）社外役員に関する事項

① 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
取締役	蒔田 祥史	株式会社グローセル 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	秀島 信也	ヤマハ発動機株式会社 顧問	特別の関係はありません。
		富士紡ホールディングス株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
		光産業創成大学院大学 理事	特別の関係はありません。
		日本トムソン株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	長井 聖子	学校法人関西外国語大学 外国語学部教授	特別の関係はありません。
監査役	八木 春作	ダイترون株式会社 社外監査役	当社と同社との間には資材調達に係る取引関係がありますが、年間取引金額が当社及び同社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であり、社外監査役としての独立性に影響を及ぼすような特別の関係はありません。
監査役	杵山 栄理	はばたき総合法律事務所 パートナー弁護士	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	荻 田 祥 史	当事業年度に開催された取締役会12回中12回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づき、社外取締役として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会において当社の経営に関し有益な意見の表明を行っております。
取 締 役	秀 島 信 也	当事業年度に開催された取締役会12回中12回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な実務経験に基づき、社外取締役として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会において当社の経営に関し有益な意見の表明を行っております。
取 締 役	長 井 聖 子	当事業年度において、就任後に開催された取締役会10回中10回の全てに出席し、他社での業務経験や企業活動におけるホスピタリティの発揮に関する知見等に基づき、社外取締役として取締役の職務執行の監督を行うとともに、取締役会において当社の経営に関し有益な意見の表明を行っております。
監 査 役	八 木 春 作	当事業年度に開催された取締役会12回中12回及び監査役会12回中12回にそれぞれ出席し、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的な知見及び豊富な経験に基づき、社外監査役として客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っております。
監 査 役	金 田 友三郎	当事業年度に開催された取締役会12回中12回及び監査役会12回中12回の全てに出席し、企業における豊富な実務経験に基づき、社外監査役として客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っております。
監 査 役	秋 山 栄 理	当事業年度に開催された取締役会12回中12回及び監査役会12回中12回の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する専門的な知見及び豊富な経験に基づき、社外監査役として客観的かつ公正な立場から意見の表明を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 51百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 52百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、前期の会計監査人の監査計画と実績の状況を確認するとともに、当事業年度に係る監査計画日数・配員計画及び報酬見積額の算定根拠等について必要な検討を行った結果、会計監査人の報酬等の額については妥当であると判断し、同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の子会社のうち、新明和（上海）商貿有限公司ほか海外現地法人の一部につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」適用のための指導・助言業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 解任
- 一 監査役会は、監査法人である会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当し、解任が妥当と判断したときは、会計監査人の解任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。
- 二 監査役会は、上記一において、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態が合理的に予想されるときは、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

② 不再任

監査役会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

- 一 監査法人である会計監査人がその社員の中から選定した会計監査人の職務を行うべき者について、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合又は公認会計士法に定める公認会計士の義務に違反したと判断した場合において、当該監査法人がこれに代わる会計監査人の職務を行うべき者の選定を速やかに行わないとき
- 二 会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に行われることを確保できないと判断されるとき
- 三 上記一及び二の他、会計監査人の業務執行状況等を当社が規定する会計監査人の評価基準に基づき総合的に評価した結果、会計監査人を変更することが適切であると判断したとき

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第96期	第95期(ご参考)	科 目	第96期	第95期(ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	147,457	148,683	流動負債	63,524	110,822
現金及び預金	19,342	23,153	支払手形及び買掛金	27,464	29,371
受取手形及び売掛金	67,223	64,300	1年内償還予定の社債	800	—
電子記録債権	14,532	16,654	短期借入金	1,946	49,051
商品及び製品	3,808	3,766	1年内返済予定長期借入金	2,433	238
仕掛品	18,562	18,468	未払費用	10,722	11,434
原材料及び貯蔵品	20,127	16,938	未払法人税等	2,366	2,423
その他の流動資産	3,932	5,459	役員賞与引当金	225	233
貸倒引当金	△71	△58	製品保証引当金	2	7
			工事損失引当金	3,961	4,748
			その他の流動負債	13,600	13,314
			固 債 負 債	66,953	15,330
			社 債	3,200	—
			長 期 借 入 金	49,187	603
固定資産	66,700	60,511	繰延税金負債	44	48
有形固定資産	38,072	34,865	再評価に係る繰延税金負債	47	47
建物及び構築物	15,306	14,635	退職給付に係る負債	12,772	12,594
機械装置及び運搬具	8,184	9,169	その他の固定負債	1,701	2,037
土地	9,573	8,428	負 債 合 計	130,477	126,152
建設仮勘定	3,362	978	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	1,645	1,654	株 主 資 本	84,268	82,113
無形固定資産	2,550	2,768	資 本 金	15,981	15,981
投資その他の資産	26,077	22,877	資 本 剰 余 金	15,780	15,737
投資有価証券	10,810	8,026	利 益 剰 余 金	58,587	94,992
長期貸付金	153	174	自 己 株 式	△6,081	△44,597
退職給付に係る資産	3,245	3,344	その他の包括利益累計額	△1,322	226
繰延税金資産	8,005	7,665	その他有価証券評価差額金	541	1,951
その他の投資等	3,894	3,704	土地再評価差額金	△376	△376
貸倒引当金	△32	△38	為替換算調整勘定	△48	259
			退職給付に係る調整累計額	△1,439	△1,607
			非支配株主持分	734	702
資 産 合 計	214,157	209,195	純 資 産 合 計	83,680	83,043
			負 債 純 資 産 合 計	214,157	209,195

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第96期	第95期 (ご参考)
売上高	227,231	217,297
売上原価	191,727	184,709
売上総利益	35,504	32,587
販売費及び一般管理費	22,668	21,879
営業利益	12,836	10,708
営業外収益	1,193	838
受取利息及び配当金	201	159
持分法による投資利益	454	328
雑収益	538	350
営業外費用	1,654	1,109
支払利息	294	26
雑損失	1,359	1,082
経常利益	12,375	10,437
特別利益	189	976
固定資産売却益	17	—
投資有価証券売却益	171	697
退職給付制度移行益	—	278
特別損失	1,391	1,015
固定資産売却損	15	—
固定資産処分損	458	645
災害による損失	—	369
創業100周年記念費用	918	—
税金等調整前当期純利益	11,173	10,398
法人税、住民税及び事業税	3,538	3,530
法人税等調整額	206	△172
当期純利益	7,428	7,040
非支配株主に帰属する当期純利益	49	43
親会社株主に帰属する当期純利益	7,378	6,996

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第96期	第95期(ご参考)	科 目	第96期	第95期(ご参考)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	105,398	103,726	流動負債	50,913	95,771
現金及び預金	13,659	11,277	買掛金	15,621	17,634
受取手形	7,169	7,291	1年内償還予定の社債	800	—
電子記録債権	12,492	13,280	短期借入金	—	48,000
売掛金	37,808	39,248	1年内返済予定長期借入金	2,200	—
商品及び製品	700	555	未払金	2,579	2,234
仕掛品	13,435	13,232	未払費用	7,585	7,821
原材料及び貯蔵品	16,385	13,136	未払法人税等	1,012	904
前払費用	367	366	前受金	476	837
その他の流動資産	3,379	5,339	預り金	17,173	14,106
貸倒引当金	—	△2	役員賞与引当金	87	95
			工事損失引当金	3,343	3,936
固定資産	57,410	53,641	その他の流動負債	31	201
有形固定資産	23,914	22,666	固定負債	61,218	8,751
建物	10,064	9,946	社債	3,200	—
構築物	926	958	長期借入金	48,800	—
機械装置	5,981	6,569	リース債務	325	91
車両運搬具	70	90	退職給付引当金	7,800	7,290
工具器具備品	789	778	その他の固定負債	1,092	1,369
土地	3,450	3,450	負債合計	112,131	104,523
リース資産	296	84	(純資産の部)		
建設仮勘定	2,335	787	株主資本	49,936	51,072
無形固定資産	1,738	1,887	資本金	15,981	15,981
ソフトウェア	1,364	1,459	資本剰余金	15,780	15,737
その他の無形固定資産	374	427	資本準備金	15,737	15,737
投資その他の資産	31,757	29,088	その他資本剰余金	43	—
投資有価証券	7,521	5,761	利益剰余金	24,255	63,951
関係会社株式	13,456	12,998	利益準備金	2,128	2,128
出資	866	866	その他利益剰余金	22,127	61,822
関係会社出資金	903	903	別途積立金	22,050	22,050
関係会社長期貸付金	153	171	繰越利益剰余金	77	39,772
繰延税金資産	4,724	4,284	自己株式	△6,081	△44,597
その他の投資等	4,132	4,103	評価・換算差額等	739	1,771
			その他有価証券評価差額金	739	1,771
資産合計	162,808	157,368	純資産合計	50,676	52,844
			負債純資産合計	162,808	157,368

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	第96期	第95期 (ご参考)
売上高	149,027	151,004
売上原価	130,352	133,643
売上総利益	18,675	17,360
販売費及び一般管理費	13,098	12,931
営業利益	5,576	4,429
営業外収益	2,428	2,408
受取利息及び配当金	2,106	2,114
雑収益	322	293
営業外費用	1,504	1,097
支払利息	231	34
雑損失	1,272	1,062
経常利益	6,501	5,740
特別利益	99	939
投資有価証券売却益	99	695
退職給付制度移行益	—	244
特別損失	1,155	982
固定資産処分損	237	617
災害による損失	—	364
創業100周年記念費用	918	—
税引前当期純利益	5,445	5,698
法人税、住民税及び事業税	1,347	1,183
法人税等調整額	10	31
当期純利益	4,087	4,483

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

新明和工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢 司 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新明和工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新明和工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

新明和工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 ①

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 古田 賢司 ①

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新明和工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

新明和工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 金井田 正 一 ⑩

監査役(常勤) 西 田 幸 司 ⑩

社外監査役 八 木 春 作 ⑩

社外監査役 金 田 友三郎 ⑩

社外監査役 杵 山 栄 理 ⑩

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内

会 場 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
当社本社5階大会議室
T E L (0798)56-5000(代表)

